

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月11日
【四半期会計期間】	第56期第1四半期（自 2020年5月1日 至 2020年7月31日）
【会社名】	株式会社伊藤園
【英訳名】	ITO EN,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本 庄 大 介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区本町三丁目47番10号
【電話番号】	03(5371)7111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 平 田 篤
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区本町三丁目47番10号
【電話番号】	03(5371)7197
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 平 田 篤
【縦覧に供する場所】	株式会社伊藤園北関東・東関東地域拠点管理部 （埼玉県さいたま市南区曲本一丁目17番6号） 株式会社伊藤園千葉支店 （千葉県千葉市稲毛区作草部町555番地1） 株式会社伊藤園玉川支店 （神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷六丁目18番12号） 株式会社伊藤園中部地域拠点管理部 （愛知県名古屋市昭和区福江一丁目16番5号） 株式会社伊藤園堺支店 （大阪府堺市北区北花田町二丁目202番地） 株式会社伊藤園関西地域拠点管理部 （兵庫県神戸市須磨区弥栄台三丁目1番4号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第1四半期 連結累計期間	第56期 第1四半期 連結累計期間	第55期
会計期間	自 2019年5月1日 至 2019年7月31日	自 2020年5月1日 至 2020年7月31日	自 2019年5月1日 至 2020年4月30日
売上高 (百万円)	130,367	112,714	483,360
経常利益 (百万円)	5,882	3,984	19,432
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	3,658	1,993	7,793
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,690	1,894	5,894
純資産額 (百万円)	148,911	148,865	149,695
総資産額 (百万円)	301,353	305,246	290,651
1株当たり四半期(当期) 純利益(普通株式) (円)	30.13	16.44	61.53
1株当たり四半期(当期) 純利益(第1種優先株式) (円)	30.13	16.44	71.53
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益(普 通株式) (円)	30.06	16.40	61.38
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益(第 1種優先株式) (円)	30.06	16.40	71.38
自己資本比率 (%)	49.0	48.3	51.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における日本経済は、世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として厳しい状況にあります。個人消費におきましても、僅かに持ち直しの動きが見られるものの、先行き不透明な状態が続くと想定されます。

飲料業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動制限や外出自粛による経済停滞のマイナス影響に加え、「令和2年7月豪雨」を含めた長雨や低温の影響もあり、事業環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは経営理念であります「お客様第一主義」のもと、当社グループを取り巻く全てのお客様に対し「お客様が今でもなお何を不満に思っているか」を常に考え、一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高1,127億1,400百万円（前年同期比13.5%減）、営業利益42億1,600百万円（前年同期比32.1%減）、経常利益39億8,400百万円（前年同期比32.3%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益19億9,300百万円（前年同期比45.5%減）となりました。なお、特別損失として、「令和2年7月豪雨」などによる災害関連費用として4,000百万円、新型コロナウイルス感染症による損失として3億6,000百万円を計上しております。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

<リーフ・ドリンク関連事業>

[国内茶葉（リーフ）製品]

本年6月、「渋谷ヒカリエ ShinQs」に、本格的な抹茶をカジュアルに楽しめるお茶の専門店『matcha LOVE（マッチャラブ）』をオープンいたしました。抹茶のヘルシーさやおいしさ、食文化をより気軽に楽しんでもらいたい思いから、お手前品質の上質な国産抹茶を使用した抹茶ドリンクやソフトクリーム等を提供しております。

また本年7月には、農林水産省が展開する「令和2年度 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業 品目横断的販売促進緊急対策事業におけるインターネット販売推進事業」に参画し、お茶の生産者と消費者をつなぎ、リーフ茶の消費・認知拡大を目指す新しいネット通販ページを、当社のコミュニティメディア『CHAGOCORO（チャゴコロ）』内に立ち上げました。サイト内では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた生産者の皆様を支援すべく、丹精込めて作り上げた国産リーフ茶やティーバッグを販売しております。

当社はこれらの出店や取組みを通じ、“お茶の伊藤園”として、日本中、世界中にお茶の魅力を届け、日本のお茶業界の活性化と更なる発展に貢献してまいります。

[国内飲料（ドリンク）製品]

「お~いお茶」ブランドでは、本年6月に、茶葉のおいしさをそのまま引き出したカフェインゼロの緑茶飲料「お~いお茶 カフェインゼロ」を発売いたしました。同製品は、当社の技術を駆使しカフェイン量を抑えた原料茶葉（無香料・無調味）を使用し、さらに抽出工程において工夫を施すことでカフェインゼロを実現した緑茶飲料です。カフェインゼロでありながらも、茶葉本来の香りと味わいをお楽しみいただけます。

ウーロン茶飲料においては、本年7月に、1980年に世界初の無糖茶飲料を開発してから40年を経て、現代人の嗜好に合ったウーロン茶飲料「烏龍茶」を発売いたしました。同製品は、華やかで甘い香りが特徴の「色種」と、鮮やかな赤褐色の水色とすっきりとした渋みが特徴の「水仙」の2種類の原料茶葉をバランスよくブレンドすることで、烏龍茶本来のコクがありながらもすっきりとした後味をお楽しみいただけます。

ノンカフェイン茶系飲料No.1である「健康ミネラルむぎ茶」においては、無糖、カフェインゼロ、カロリーゼロで幅広い層にご好評いただいております。また、熱中症対策だけでなく、スポーツ時に失われる水分・ミネラルを手軽に補給できる飲料として、より多くのお客様にご愛飲いただいております。

コーヒー飲料である「TULLY'S COFFEE」は、コーヒー豆・焙煎・抽出にこだわり、最高の一杯を追求するタリーズのバリスタが監修したプロフェッショナルクオリティーの飲料として成長を続けており、お客様の多様な嗜好に沿った製品を展開し、「TULLY'S COFFEE」ブランドのさらなる販売強化を図っております。

[海外茶葉（リーフ）製品]

米国、中国を中心に「グローバルブランド」で展開する「MATCHA GREEN TEA」の積極的な販売を継続して行ってまいりました。

[海外飲料（ドリンク）製品]

健康志向の高まりや日本食ブーム等を背景に、「お～いお茶」を中心に無糖茶飲料の積極的な販売を継続して行ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による外出制限や自粛の継続、それに伴う需要回復の遅れが、当第1四半期連結累計期間の業績に大きな影響を与えました。

この結果、リーフ・ドリンク関連事業の売上高は1,060億44百万円（前年同期比11.5%減）となり、営業利益は51億22百万円（前年同期比2.8%減）となりました。

< 飲食関連事業 >

タリーズコーヒージャパン(株)におきましては、8月7日の創業日を記念し、日頃のお客様への感謝の気持ちを込めて限定のコーヒー豆やグッズを詰め合わせた「23rd Anniversary Happy Bag」や、家カフェ需要にもお応えする季節限定のコーヒー豆を発売し、ご好評いただきました。また、バリスタが一杯一杯丁寧に抽出したエスプレッソショットの奥深い味わいと香りをお楽しみいただける季節限定シェイク「エスプレッソシェイク」も好調に推移しました。新規出店も順調に進み、総店舗数は762店舗になりました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に対しては、従業員の手洗い・アルコール消毒・出勤前の検温・マスクの着用、飛沫感染防止策としてレジ前のビニール幕等の設置、ソーシャルディスタンスの確保など、積極的な感染予防対策の徹底・強化を講じてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による外出制限や自粛の継続、それに伴う来客数回復の遅れが、当第1四半期連結累計期間の業績に大きな影響を与えました。

この結果、飲食関連事業の売上高は50億84百万円（前年同期比43.1%減）となり、営業損失は8億77百万円（前年同期は営業利益10億35百万円）となりました。

< その他 >

売上高は15億85百万円（前年同期比5.1%減）となり、営業利益は1億52百万円（前年同期比27.4%減）となりました。

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は以下のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間末における総資産は3,052億46百万円となり、前連結会計年度末に比べ145億95百万円増加いたしました。これは主に「現金及び預金」が41億10百万円増加、「受取手形及び売掛金」が75億18百万円増加、「商品及び製品」が33億87百万円増加、「リース資産」が8億5百万円減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における負債は1,563億81百万円となり、前連結会計年度末に比べ154億24百万円増加いたしました。これは主に「支払手形及び買掛金」が65億49百万円増加、「未払法人税等」が12億30百万円減少、「賞与引当金」が18億57百万円減少、長期借入金が95億87百万円増加したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は1,488億65百万円となり、前連結会計年度末に比べ8億29百万円減少いたしました。これは主に、「利益剰余金」が「親会社株主に帰属する四半期純利益」により19億93百万円増加、「剰余金の配当」により25億90百万円減少したことによるものであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題についての重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は4億30百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
第1種優先株式	200,000,000
計	200,000,000

(注) 当社の定款第5条に定められたところにより、当社の普通株式及び第1種優先株式をあわせた発行可能種類株式総数は、200,000,000株であります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年9月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	89,212,380	89,212,380	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に制限のない標準となる株式 (注)2
第1種優先株式	34,246,962	34,246,962	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)2 (注)3
計	123,459,342	123,459,342	-	-

(注)1 「提出日現在発行数」には、2020年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

- 2 単元株式数は、普通株式及び第1種優先株式のそれぞれにつき100株であります。
- 3 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1)第1種優先配当

普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株式の株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額(小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。)の剰余金の配当(以下「第1種優先配当」という。)を行う。第1種優先配当の計算の結果、算出された金額が下記に定める第1種無配時優先配当の金額に満たない場合、第1種優先配当の金額は第1種無配時優先配当の金額と同金額とする。

毎事業年度の末日、毎年10月31日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行わないときは、当該株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、15円の剰余金の配当(以下「第1種無配時優先配当」という。)を行う。

第1種優先株式発行後、第1種優先株式の併合又は分割を行うときは、第1種無配時優先配当につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。調整後の第1種無配時優先配当の額は、株式の併合又は株式の分割の効力を生ずる日(以下「併合等効力発生日」という。)から適用する。但し、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする第1種無配時優先配当についてはこの限りではない。第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、その不足額を累積し、上記又はに規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「第1種累積未払配当」という。)を行う。

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、上記(1)に規定する不足額を支払う。

上記に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、上記の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

(3) 議決権

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間に於いて、法令及び定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

(4) 種類株主総会の決議

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(5) 併合又は分割、無償割当て等

株式の併合を行うときは、普通株式及び第1種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。

株式の分割又は株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。

- a 普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。
- b 普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式に対して株式の分割を行う種類の株式を株式無償割当てする。株式無償割当ては1株につき株式の分割の割合と同一の割合で行う。

(6) 取得条項

次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日(取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日)の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、これと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

- a 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
 - b 普通株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。)が50パーセント超となった場合、当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日
- 株式会社東京証券取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年5月1日～ 2020年7月31日	-	123,459,342	-	19,912	-	5,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年4月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先 株式 33,496,600	-	「1(1) 発行済株式」の 「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,023,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 88,159,000	881,590	-
単元未満株式	普通株式 29,980 第1種優先 株式 750,362	-	-
発行済株式総数	123,459,342	-	-
総株主の議決権	-	881,590	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれております。

【自己株式等】

2020年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) 株式会社伊藤園	東京都渋谷区本町 三丁目47番10号	普通株式 1,023,400	-	普通株式 1,023,400	普通株式 1.15
計	-	1,023,400	-	1,023,400	1.15

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2020年5月1日から2020年7月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年5月1日から2020年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	64,813	68,923
受取手形及び売掛金	49,168	56,687
商品及び製品	35,710	39,098
原材料及び貯蔵品	10,013	11,323
その他	14,359	13,421
貸倒引当金	99	88
流動資産合計	173,966	189,365
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	22,203	22,556
土地	22,046	22,139
リース資産(純額)	15,527	14,721
その他(純額)	23,209	22,935
有形固定資産合計	82,986	82,354
無形固定資産		
のれん	7,875	7,553
その他	3,695	3,656
無形固定資産合計	11,570	11,209
投資その他の資産		
その他	22,312	22,489
貸倒引当金	184	172
投資その他の資産合計	22,128	22,317
固定資産合計	116,685	115,880
資産合計	290,651	305,246
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,447	32,996
短期借入金	6,820	6,420
リース債務	3,979	3,725
未払費用	23,631	25,279
未払法人税等	3,220	1,989
賞与引当金	3,783	1,925
その他	3,190	4,534
流動負債合計	71,072	76,871
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	38,922	48,509
リース債務	5,956	5,803
退職給付に係る負債	10,612	10,751
その他	4,393	4,445
固定負債合計	69,884	79,509
負債合計	140,956	156,381

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,912	19,912
資本剰余金	18,646	18,646
利益剰余金	121,848	121,251
自己株式	6,499	6,500
株主資本合計	153,907	153,309
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,232	1,312
土地再評価差額金	6,053	6,053
為替換算調整勘定	449	737
退職給付に係る調整累計額	322	262
その他の包括利益累計額合計	5,592	5,740
新株予約権	167	194
非支配株主持分	1,213	1,101
純資産合計	149,695	148,865
負債純資産合計	290,651	305,246

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年5月1日 至 2019年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2020年7月31日)
売上高	130,367	112,714
売上原価	67,813	58,954
売上総利益	62,553	53,760
販売費及び一般管理費	56,346	49,544
営業利益	6,207	4,216
営業外収益		
受取利息	21	15
受取配当金	40	33
持分法による投資利益	26	25
その他	183	161
営業外収益合計	271	235
営業外費用		
支払利息	96	92
為替差損	388	273
その他	110	101
営業外費用合計	596	467
経常利益	5,882	3,984
特別利益		
固定資産売却益	2	3
固定資産受贈益	1	-
雇用調整助成金	-	308
特別利益合計	4	312
特別損失		
固定資産廃棄損	10	44
投資有価証券評価損	4	12
減損損失	4	5
災害による損失	-	4
新型コロナウイルス感染症による損失	-	306
特別損失合計	19	373
税金等調整前四半期純利益	5,866	3,923
法人税等	2,177	1,876
四半期純利益	3,689	2,047
非支配株主に帰属する四半期純利益	31	54
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,658	1,993

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年5月1日 至 2019年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2020年7月31日)
四半期純利益	3,689	2,047
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	268	101
為替換算調整勘定	738	303
退職給付に係る調整額	8	60
持分法適用会社に対する持分相当額	1	11
その他の包括利益合計	999	153
四半期包括利益	2,690	1,894
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,688	1,845
非支配株主に係る四半期包括利益	1	48

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する会計上の見積りにおいて、前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載いたしました仮定に重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年7月31日)
(有)豊後大有機茶生産組合	197百万円	197百万円

(四半期連結損益計算書関係)

新型コロナウイルス感染症による損失

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を背景とした政府及び自治体の要請等に基づき、実施した休業にかかる人件費を特別損失として計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年5月1日 至2019年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年5月1日 至2020年7月31日)
減価償却費	3,332百万円	3,111百万円
のれんの償却額	441百万円	316百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自2019年5月1日至2019年7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年7月24日 定時株主総会	普通株式	1,771	20	2019年4月30日	2019年7月25日	利益剰余金
2019年7月24日 定時株主総会	第1種 優先株式	826	25	2019年4月30日	2019年7月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自2020年5月1日至2020年7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年7月28日 定時株主総会	普通株式	1,763	20	2020年4月30日	2020年7月29日	利益剰余金
2020年7月28日 定時株主総会	第1種 優先株式	826	25	2020年4月30日	2020年7月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自 2019年5月1日 至 2019年7月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	リーフ・ドリンク 関連事業	飲食関連事業	その他	合計		
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	119,769	8,928	1,669	130,367	-	130,367
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	78	3	768	851	851	-
計	119,848	8,931	2,438	131,218	851	130,367
セグメント利益又 はセグメント損失 ()	5,269	1,035	210	6,516	309	6,207

(注) 1 セグメント利益又はセグメント損失の調整額は、のれんの償却額 371百万円、セグメント間取引62百万円
であります。

2 セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年5月1日 至 2020年7月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	リーフ・ドリンク 関連事業	飲食関連事業	その他	合計		
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	106,044	5,084	1,585	112,714	-	112,714
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	54	3	826	884	884	-
計	106,099	5,087	2,411	113,599	884	112,714
セグメント利益又 はセグメント損失 ()	5,122	877	152	4,398	182	4,216

(注) 1 セグメント利益又はセグメント損失の調整額は、のれんの償却額 247百万円、セグメント間取引64百万円
であります。

2 セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年5月1日 至 2019年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2020年7月31日)
(普通株式) 1株当たり四半期純利益	30円13銭	16円44銭
(第1種優先株式) 1株当たり四半期純利益	30円13銭	16円44銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	3,658	1,993
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	2,662	1,449
第1種優先株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	995	543
普通株式の期中平均株式数(千株)	88,374	88,188
第1種優先株式の期中平均株式数(千株)	33,056	33,054
(普通株式) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	30円06銭	16円40銭
(第1種優先株式) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	30円06銭	16円40銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	283	291
(うち新株予約権(千株))	(283)	(291)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益(百万円)	2,664	1,451
第1種優先株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	993	542
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年9月11日

株式会社伊藤園
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 袖川兼輔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪俣雅弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加瀬幸広 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社伊藤園の2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年5月1日から2020年7月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年5月1日から2020年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社の2020年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。